

質問第四号

裁判所出張所電話架設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿参年三月廿四日

裁判所出張所電話架設に関する質問主意書

一、裁判所出張所たる登記所の大部分に電話がないので、警察の電話を利用してあるが、登記所と警察署の離れてあるため、時間を多く要し不便この上ない又、警察電話も敗戦後の犯罪激増で空いてある時間が少ないので数時間も登記所員が余分に時間を消費するは非能率的である、政府は登記所に電話を新規架設すべきであるが所見を問う。

二、全國の登記所の未開通電話の数も報告されたい。

右質問に対し御答弁を要求する。